

○雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）の管理運営に関する規則

平成19年11月1日

教育委員会規則第8号

雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）の管理運営に関する規則（平成17年雲仙市教育委員会規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙市条例第95号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）（以下「運動公園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（休業日）

第2条 運動公園の休業日は、別表のとおりとする。ただし、雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時の休業日若しくは臨時の開業日を定めることができる。

（利用時間）

第3条 運動公園の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

名称	利用時間	備考
雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）	午前8時30分から午後10時まで	夜間照明時間は、午後6時から午後10時まで
宿泊研修棟（遊学の館）	午前10時から午後9時まで（宿泊については、午後4時から翌日午前10時まで）	

（利用許可の申請）

第4条 条例第4条の規定により運動公園の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める利用（変更）許可申請書（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、浴室、休憩室の利用については、この限りでない。

- （1） 運動場、テニスコート及び夜間照明施設の許可を受けようとする場合 「遊学の里くにみ」グラウンド・テニスコート利用（変更）許可申請書（様式第1号）
- （2） 多目的芝生広場の許可を受けようとする場合 「遊学の里くにみ」多目的芝生広場利用（変更）許可申請書（様式第2号）
- （3） バーベキュー広場の許可を受けようとする場合 「遊学の里くにみ」バーベキュー広場利用（変更）許可申請書（様式第3号）
- （4） 研修室、宿泊室等の研修及び休憩利用の許可を受けようとする場合 「遊学の館」宿泊研修室、研修・休憩等利用（変更）許可申請書（様式第4号）
- （5） 宿泊の申込みをする場合 「遊学の館」宿泊（変更）申込書（様式第5号）

2 前項の利用許可の申請は、次の期間及び受付時間内に行わなければならない。ただし、

教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 運動公園の利用については、利用開始の日の属する月の3月前から利用開始前までとする。

(2) 前号の受付時間は、午前8時から午後9時までとする。

3 申請者で、運動公園の備品を利用しようとするものは、第1項の申請に併せて国見総合運動公園備品利用(変更)申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

(利用許可等)

第5条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、同時に申請があった場合は、抽選で決定する。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、申請者に各申請書に対応する利用(変更)許可書(様式第8号から様式第13号までの許可書をいう。以下「許可書」という。)を交付し、通知する。ただし、浴室及び休憩室の利用については、使用料と引き換えに遊学の館入浴券(様式第7号)を交付するものとする。

3 利用を許可された後、管理上突発的な事態が発生し、当日の利用が不可能と判断された場合は、当日の利用許可は無効となる。

(許可事項の変更)

第6条 利用者が利用許可された事項を変更しようとするときは、許可を受けている利用日の14日前までに、既に交付を受けた許可書を添え、第4条に掲げる申請書により教育委員会に申し出なければならない。また、運動公園の備品の利用申請事項を変更する場合においても、同様とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、利用の変更申込みがあったときは、前条第2項に準じ、利用の可否について許可書を交付し、通知するものとする。

(使用料の減免)

第7条 使用料の減免基準は、雲仙市公共施設使用料減免規則(平成24年雲仙市規則第5号)の規定のとおりとする。ただし、減免できる場合は、第4条第1項第1号又は第2号の場合とする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、「遊学の里くにみ」グラウンド・テニスコート使用料減免申請書(様式第1号)又は「遊学の里くにみ」多目的芝生広場使用料減免申請書(様式第2号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により使用料の減免をするときは、「遊学の里くにみ」グラウンド・テニスコート使用料減免承認書(様式第8号)又は「遊学の里くにみ」多目的芝生広場使用料減免承認書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第7条の規定により還付する額は、次に掲げる該当する条例の規定に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第7条第1号又は第2号 既納の使用料に相当する額

(2) 条例第7条第3号 次のア又はイに掲げる使用料の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 条例別表(夜間照明施設の項を除く。)に定める使用料 既納の使用料の2分の

1に相当する額

イ 条例別表夜間照明施設の項に定める使用料 既納の使用料に相当する額

2 条例第7条第3号の規則で定める日は、利用日の前日とする。ただし、利用日の前日が休業日に当たるときは、利用日の直前の休業日でない日とする。

3 条例第7条の規定による還付を受けようとする者は、「遊学の里くにみ」施設使用料還付申請書（様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。不履行の場合は、教育委員会は、今後の利用を禁止することができる。

（1） 利用責任者は、利用者の指導監督等一切の責任を持つこと。

（2） 利用許可を受けた施設を、第三者に貸すことはできない。

（3） 利用の許可を受けていない施設及び附属設備を利用しないこと。

（4） 施設内は禁煙とする。ただし、設置された喫煙場所における喫煙は許可する。

（5） 利用に際する施設設備及び備品等の破損については、教育委員会に報告するとともに、団体が責任を持って原形に回復すること。なお、特殊な破損については、教育委員会と協議すること。

（6） 施設内への火気の持込みは厳禁とする。

（7） 利用時間を厳守し、利用後の清掃、用具の片付け、電灯及び設備の点検を行うこと。

（8） 利用者は、申請内容に反する利用をしてはならない。反していることが判明した場合は、直ちに中止させる。

（入場の制限）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

（1） 感染症の疾病があると認められる者

（2） 酒気を帯びている者

（3） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

（4） 管理上必要な指示に従わない者

（盗難等による亡失）

第11条 盗難等による利用者の金銭、物品等の亡失については、教育委員会は一切その責めを負わない。

（損傷又は滅失の届出）

第12条 利用者は、運動公園又は設備備品等を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を記載し、国見総合運動公園・設備備品損傷（滅失）届（様式第15号）を教育委員会に提出しなければならない。

（事故の責任）

第13条 利用者の不注意その他管理者の責めに帰することのできない原因による事故については、教育委員会はその責めを負わないものとする。

（館長等）

第14条 運動公園に管理上必要があると認めるときは、所長を置くことができる。

(指定管理者による管理)

第15条 条例第12条の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、運動公園の休業日及び利用時間を変更し、又は別に定めることができる。

2 条例第12条の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第4条から第13条までの規定中「教育委員会」とあり、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号中「雲仙市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第7条及び第8条並びに様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第8号、様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号及び様式第14号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 条例第12条の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、災害又は事故によって、当該施設、設備等が損害を受けたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年3月30日教委規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に利用の許可をしたものから適用し、この規則の施行日前に利用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年1月31日教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月5日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(許可事項の変更に係る経過措置)

2 利用日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後である利用許可であっても、この規則による改正後の各規則の規定により変更の申請ができる期限を経過して

いる利用許可の変更については、なお従前の例による。

(使用料の還付に関する経過措置)

- 3 施行日前に取消しの申出があった施設利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称	休業日
雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）	12月29日から翌年の1月1日まで
遊学の館	毎週火曜日及び12月30日から翌年の1月1日まで

様式第1号(第4条、第6条、第7条関係)
「遊学の里くにみ」グラウンド・テニスコート
利用(変更)許可申請書(使用料減免申請書)

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

遊学の里くにみの施設を、下記により利用したいので許可(使用料の減免を承認)くださ
るよう申請します。

利 用 施 設	昼間…第1グラウンド・第2グラウンド 夜間…第2グラウンド(Aコート・Bコート・ABコート) テニスコート1・テニスコート2・テニスコート3・テニスコート4 テニスコート5・テニスコート6				
利 用 目 的					
利 用 日		利 用 時 間		利 用 者 数	
年 月 日 ()		時 分～ 時 分			
月 日 ()		時 分～ 時 分			
月 日 ()		時 分～ 時 分			
合 計		日 間 時 間			
使 用 料	グラウンド・コート使 用料 円	減 免 額	グラウンド・コート使 用料 円	使 用 料 再 計	グラウンド・コート使 用料 円
	夜間照明施設使用料 円		夜間照明施設使用料 円		夜間照明施設使用料 円
※使用料は、許可の際に納付ください。 【利用の条件】 (1) 利用時間を厳守してください。ただし、やむを得ない理 由で延長しなければならない場合は、事前に管理者へ申し 出てください。 (2) 利用後はブラシ等をかけ整備を行ってください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破 損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を 命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。 (5) グラウンド、人工芝の状態により、管理の問題から許可 の取消しをする場合があります。					受付日・変更日 ※受付印無きは無効

様式第2号(第4条、第6条、第7条関係)

「遊学の里くにみ」多目的芝生広場利用(変更)許可申請書(使用料減免申請書)

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ 印
電 話 番 号 _____

遊学の里くにみの施設を、下記により利用したいので許可(使用料の減免を承認)くださ
るよう申請します。

利 用 目 的					
利 用 日		利 用 時 間			利 用 者 数
年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
合 計		日間 時間			
使 用 料	芝生広場使用料 円	減 免 額		円	使用料再計 円
※使用料は、許可の際に納付ください。 【利用の条件】 (1) 利用時間を厳守してください。ただし、やむを得ない理由で延長しなければならない場合は、事前に管理者へ申し出てください。 (2) 利用後は使用前の状態に戻し、フロントに連絡して検査を受けてください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。 (5) 芝生の状態により、管理の問題から許可の取消しをする場合があります。					受付日・変更日 ※受付印無きは無効

様式第3号(第4条、第6条関係)

「遊学の里くにみ」バーベキュー広場利用(変更)許可申請書

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ (印)
電 話 番 号 _____

遊学の里くにみの施設を、下記により利用したいので許可くださるよう申請します。

利 用 場 所		「バーベキュー 1」 「バーベキュー 2」 「バーベキュー 3」			
利 用 日		利 用 時 間		利 用 者 数	
年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
合 計		日間 時間			
使 用 料	バーベキュー用炉使用 料 円			使 用 料 計	バーベキュー用炉使用 料 円
※使用料は、許可の際に納付ください。 【利用の条件】 (1) 利用時間は22時までです。それまでに片づけまで終了してください。 (2) 利用後は、火の元を必ず消し、炉を水で洗い流してください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。					受付日・変更日 ※受付印無きは無効

様式第4号(第4条、第6条関係)

「遊学の館」宿泊研修室、研修・休憩等利用(変更)許可申請書

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ 印
電 話 番 号 _____

次のとおり遊学の館・宿泊(研修)室を利用したいので許可くださるよう申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
利 用 室 名	小研修室 研修室 1号室 2号室 3号室 5号室 6号室 7号室 8号室 9号室 10号室	
使 用 料	円	
減 免 額	円	
使用料再計	円	
※使用料は、許可の際に納付ください。 【利用の条件】 (1) 利用時間を厳守してください。ただし、やむを得ない理由で延長しなければならない場合は、事前にフロントに申し出てください。 (2) 利用後は使用前の状態に戻し、フロントに連絡して検査を受けてください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。 (5) 宿泊室の休憩利用は、午後3時まで、その他の研修室は午後11時までとなっております。 (6) 宿泊室での飲酒は禁止となっておりますので、食堂・談話室をご利用ください。		受付日・変更日 ※受付印無きは無効

様式第5号(第4条、第6条関係)

「遊学の館」宿泊(変更)申込書

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ 印
電 話 番 号 _____

次のとおり遊学の館に宿泊を申し込みます。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 日 【チェックアウト】まで		
氏 名	住 所		備 考
合 計	大人_____名 中・高校生_____名 幼児_____名 計_____名(うち幼児で寝具を同一_____名)		
使 用 料	大人_____円 中・高校生_____円 幼児_____円 計_____円		
減 免 額	円	使 用 料 再 計	円
※使用料は、許可の際に納付ください。 【利用の条件】 (1) チェックアウトは午前10時となっております。部屋の整頓をし、フロントに確認を受けてください。 (2) 入浴は21時まで、門限は24時となっております。 (3) 宿泊室での飲酒は禁止となっておりますので、食堂・談話室をご利用ください。 (4) 人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、宿泊許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (5) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。			受付日・変更日 ※受付印無きは無効

様式第6号(第4条、第6条関係)

国見総合運動公園備品利用(変更)申請書

利用団体			
責 任 者			
借用物			
期間	借用日・・・ 年 月 日(時頃) 返却日・・・ 年 月 日(時頃)		
利用目的			
【貸与の条件】 (1) 利用の前後に器具・機材の点検を行うこと。 (2) 返却日を厳守し、職員の確認を受けること。 (3) 無断で他の団体に又貸しをしないこと。 (4) 破損又は紛失した場合は、弁償すること。		受付日・変更日 ※受付印無きは無効	

上記のとおり申し込みます。

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

様式第7号(第5条関係)

遊学の館入浴券(区分は大人又は小人とする。)

日付 領収書 (区分) 入浴券	日付 (区分) 入浴券
------------------------------	-----------------------

____円 この券をもって、領収書に代えます No. _____ 雲仙市教育委員会	____円 No. _____
--	--------------------

遊学の館入浴回数券(区分は大人又は小人とする。)

No. _____ 入浴回数券 (区分) 雲仙市教育委員会	No. _____ 入浴回数券 (区分)
--	----------------------------

様式第8号(第5条、第6条、第7条関係)
「遊学の里くにみ」グラウンド・テニスコート
利用(変更)許可書(使用料減免承認書)
年 月 日
雲仙市教育委員会

申請団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____様
電 話 番 号 _____

遊学の里くにみの施設の利用を、下記により許可(使用料減免を承認)します。

利用施設	昼間・・・第1グラウンド・第2グラウンド 夜間・・・第2グラウンド(Aコート・Bコート・ABコート) テニスコート1・テニスコート2・テニスコート3・テニスコート4 テニスコート5・テニスコート6				
利用目的					
利用日		利用時間		利用者数	
年 月 日 ()		時 分～ 時 分			
月 日 ()		時 分～ 時 分			
月 日 ()		時 分～ 時 分			
合 計		日間 時間			
使 用 料	グラウンド・コート使 用料 円	減 免 額	グラウンド・コート使 用料 円	使 用 料 再 計	グラウンド・コート使 用料 円
	夜間照明施設使用料 円		夜間照明施設使用料 円		夜間照明施設使用料 円
※使用料は、許可の際に納付ください。 【利用の条件】 (1) 利用時間を厳守してください。ただし、やむを得ない理由で延長しなければならない場合は、事前に管理者へ申し出てください。 (2) 利用後はブラシ等をかけ整備を行ってください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。 (5) グラウンド、人工芝の状態により、管理の問題から許可の取消しをする場合があります。					受付日・変更日 ※受付印無きは無効

様式第9号(第5条、第6条、第7条関係)

「遊学の里くにみ」多目的芝生広場利用(変更)許可書(使用料減免承認書)

年 月 日

雲仙市教育委員会

申請団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ 様
電 話 番 号 _____

遊学の里くにみの施設利用を、下記により許可(使用料減免を承認)します。

利用目的					
利 用 日		利用時間		利用者数	
年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
合 計		日間 時間			
使 用 料	芝生広場使用料	減 免 額		使 用 料 再 計	芝生広場使用料
	円		円		円
【利用の条件】 (1) 利用時間を厳守してください。ただし、やむを得ない理由で延長しなければならない場合は、事前に管理者へ申し出てください。 (2) 利用後は使用前の状態に戻し、フロントに連絡して検査を受けてください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。 (5) 芝生の状態により、管理の問題から許可の取消しをする場合があります。					許可日・変更許可日
					※受付印無きは無効

様式第10号(第5条、第6条関係)

「遊学の里くにみ」バーベキュー広場利用(変更)許可書

年 月 日

雲仙市教育委員会

申請団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 様

電話 番 号 _____

遊学の里くにみの施設利用を、下記により許可します。

利用場所	「バーベキュー 1」 「バーベキュー 2」 「バーベキュー 3」					
利用日		利用時間				利用者数
年 月 日（ ）		時 分～ 時 分				
月 日（ ）		時 分～ 時 分				
月 日（ ）		時 分～ 時 分				
合 計		日間 時間				
使 用 料	バーベキュー用炉使用 料 円				使用料計	バーベキュー用炉使用 料 円
※使用料は、許可の際に納付ください。						許可日・変更許可日
【利用の条件】 (1) 利用時間は22時までです。それまでに片づけまで終了してください。 (2) 利用後は、火の元を必ず消し、炉を水で洗い流してください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。						※許可印無きは無効

様式第11号(第5条、第6条関係)

「遊学の館」宿泊研修室、研修・休憩等利用(変更)許可書

年 月 日

雲仙市教育委員会

申請団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 様

電話 番 号 _____

次のとおり、遊学の館・宿泊(研修)室の利用を許可します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利 用 室 名	小研修室 研修室 1号室 2号室 3号室 5号室 6号室 7号室 8号室 9号室 10号室
使 用 料	円
減 免 額	円
使 用 料 再 計	円
※使用料は、許可の際に納付ください。 【利用の条件】 (1) 利用時間を厳守してください。ただし、やむを得ない理由で延長しなければならない場合は、事前にフロントに申し出てください。 (2) 利用後は使用前の状態に戻し、フロントに連絡して検査を受けてください。 (3) 利用中でも、人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、利用許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (4) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。 (5) 宿泊室の休憩利用は、午後3時まで、その他の研修室は午後11時までとなっております。 (6) 宿泊室での飲酒は禁止となっておりますので、食堂・談話室をご利用ください。	
許可日・変更許可日 ※許可印無きは無効	

様式第12号(第5条、第6条関係)

「遊学の館」宿泊(変更)許可書

年 月 日

雲仙市教育委員会

申請団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____様
電 話 番 号 _____

次のとおり遊学の館に宿泊を許可します。

利用日時	年 月 日 時 分から 日【チェックアウト】まで		
氏名	住所		備考
合 計	大人 _____名 中・高校生_____名 幼児_____名 計_____名(うち幼児で寝具を同一_____名)		
使用料	大人 _____円 中・高校生_____円 幼児_____円 計_____円		
減免額	円	使用料再計	円
【利用の条件】 (1) チェックアウトは午前10時となっております。部屋の整頓をし、フロントに確認を受けてください。 (2) 入浴は21時まで、門限は24時となっております。 (3) 宿泊室での飲酒は禁止となっておりますので、食堂・談話室をご利用ください。 (4) 人に迷惑を及ぼす場合や、施設・設備を破損するおそれがある場合は、宿泊許可の取消し又は中止を命ずる場合があります。 (5) 施設・設備の破損は費用を弁償していただきます。			許可日・変更許可日 ※許可印無きは無効

様式第13号(第5条、第6条関係)

国見総合運動公園備品利用(変更)許可書

利 用 団 体					
責 任 者					
借用物					
期 間	借用日・・・ 年 月 日(時頃) 返却日・・・ 年 月 日(時頃)				
利用目的					
【貸与の条件】 (1) 利用の前後に器具・機材の点検を行うこと。 (2) 返却日を厳守し、職員の確認を受けること。 (3) 無断で他の団体に又貸しをしないこと。 (4) 破損又は紛失した場合は、弁償すること。					許可日・変更許可日
					※許可印無きは無効

上記のとおり利用許可します。

年 月 日

雲仙市教育委員会

申請者 住所 _____
氏名 _____ 様
連絡先電話番号 _____

様式第14号(第8条関係)

「遊学の里くにみ」施設使用料還付申請書

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

下記により既納の使用料を返還して下さるよう申請します。

利用施設					
利用目的					
利用日		利用時間		利用者数	
年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
月 日 ()		時 分 ~ 時 分			
合 計		日 時間			
使用料	グラウンド使用料 円	減 免 額	グラウンド使用料 円	使用料再計	グラウンド使用料 円
	夜間照明施設使用料 円		夜間照明施設使用料 円		夜間照明施設使用料 円
	その他使用料 円		その他使用料 円		その他使用料 円
【還付を申請する理由】			【還付を求める金額】 円		受付・承諾日 ※受付印無きは無効
【備考】還付金の内訳等					

様式第15号(第12条関係)

国見総合運動公園・設備備品損傷(滅失)届

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請者 住所 _____
団 体 名 _____
氏 名 _____ (印)
電 話 _____ () _____

下記のとおり、雲仙市国見総合運動公園・備品を破損亡失いたしましたので、お届けします。

記

- 1 破損亡失施設・備品名
- 2 破損亡失の日時
年 月 日 午前・午後 時 分
- 3 破損亡失の状況(破損等詳細に記入のこと)

原状復旧確認

年 月 日 午前・午後 時 分

確認者 _____ (印)

様式第1号 (第4条、第6条、第7条関係)
様式第2号 (第4条、第6条、第7条関係)
様式第3号 (第4条、第6条関係)
様式第4号 (第4条、第6条関係)
様式第5号 (第4条、第6条関係)
様式第6号 (第4条、第6条関係)
様式第7号 (第5条関係)
様式第8号 (第5条、第6条、第7条関係)
様式第9号 (第5条、第6条、第7条関係)
様式第10号 (第5条、第6条関係)
様式第11号 (第5条、第6条関係)
様式第12号 (第5条、第6条関係)
様式第13号 (第5条、第6条関係)
様式第14号 (第8条関係)
様式第15号 (第12条関係)